

記載例

法人名	特定非営利活動法人 福岡会	実績判定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日
-----	---------------	--------	---------------------

1 基準限度額の計算

受 入 寄 附 金 総 額	㊦	10,995,000 円
休 眠 預 金 等 交 付 金 関 係 助 成 金	㊧	円
基準限度額（受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の10%相当額（ $((\text{㊦}-\text{㊧}) \times 10\%)$ ）	㊨	1,099,500 円
基準限度額（受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の50%相当額（ $((\text{㊦}-\text{㊧}) \times 50\%)$ ）	㊩	5,497,500 円

2 受入寄附金総額の内訳

役員の氏名		役職	① 寄附金額	② ①欄と㉔（特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人にあっては㉕）欄のいずれか少ない金額	③ ①のうち基準限度超過額（①－②）
博多 二郎		理事	(625,000) 円	(625,000) 円	(0) 円
			() 円	() 円	() 円
			() 円	() 円	() 円
			() 円	() 円	() 円
			() 円	() 円	() 円
			() 円	() 円	() 円
			() 円	() 円	() 円
			() 円	() 円	() 円
			() 円	() 円	() 円
			() 円	() 円	() 円
			() 円	() 円	() 円
			() 円	() 円	() 円
役員からの寄附金の額が 20 万円以上のものの合計額		㉔	(625,000) 円	(0) 円	(0) 円
㉔欄以外の同一の者からの寄附金の額の合計額	特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人	㉕	2,500,000 円	2,500,000 円	0 円
	㉔欄以外の者	㉖	(2,500,000)	(1,099,500)	(1,400,500)
			7,870,000 円	5,918,500 円	1,951,500 円
休眠預金等交付金関係助成金		㉗	() 円		
合 計 (㉔+㉕+㉖+㉗)		①	(2,500,000) 10,995,000 円		② (1,400,500) 1,951,500 円

(注意事項)

①～③の各欄の「()」には、遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)により受け入れた寄附金又は贈与者の被相続人に係る相続の開始があったことを知った日の翌日から十月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者から贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。)により受け入れた寄附金の額を記載してください。

「受け入れた寄附金の明細表」第1表付表1（相対値基準・小規模法人用） 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「受入寄附金総額④」欄	活動計算書の収益の部の受取寄附金及び助成金(対価性のないものに限ります。)の合計を記載します。 なお、国の補助金等の金額は、寄附金及び助成金には含まれません。 ④欄の金額は、①欄の金額に等しくなります(④=①)。	受取寄附金は、実際に入金したときに収益として計上します。
「休眠預金等交付金関係助成金⑤及び⑥」欄	指定活用団体や資金分配団体等から、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、当該金額を記載します。	
「役員の氏名」欄	「受入寄附金総額④」欄のうち、役員からの寄附金で、その金額が20万円以上のものについて各人別に記載します。 (注) 小規模法人における役員からの寄附金の記載に当たっては、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者があるとき、これらの者は同一の者とみなして、当該役員の寄附金に含めて記載する必要はありません。 なお、各人別の役員からの寄附金の合計額については、「役員からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額⑦」欄に記載します。 また、すべての寄附者について記載しきれない場合には、「受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1（次葉）」を利用してください。	左欄の(注)書き「特殊の関係」とは、次に掲げる関係をいいます。 ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係 ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係 ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係
「役職」欄	役員の役職（代表理事、常務理事等）を記載します。	
「特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人⑧」欄	特定公益増進法人（法人令77）、認定特定非営利活動法人からの寄附金で、同一の法人からの寄附金の合計額を記載します。	⑧欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①－②＝③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。
「⑧欄以外の者⑨」欄	上記⑧欄記載の以外の者からの寄附金で、同一の者からの寄附金の合計額を記載します。	⑨欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①－②＝③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。

第 1 表付表 1 (次葉)

○ 役員からの寄附金の額が 20 万円以上のものの合計額

第1表付表1の「3」の「役員の氏名」欄に書ききれない場合
(役員が9名以上の場合)に記載してください

小規模法人における役員からの寄附金の合計額（20 万円以上）の記載に当たっては、当該役員の配偶者等からの寄附金があっても、当該役員の寄附金に含めて記載する必要はありません（第 1 表付表 1（相対値基準・小規模法人用）記載要領「役員の氏名欄」参照）。